3　平成十三年統合法附則第四十五条第四項又は第四十六条第四項の規定により特例障害農林年金を障害共済年金とみなし、又は特例遺族農林年金を遺族共済年金とみなして、廃止前農林共済法第二十三条の二第三項及び廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条第三項の規定を適用する場合において、廃止前農林共済法第二十三条の二第三項（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条第三項において準用する場合を含む。）により特例年金給付の支給の停止の解除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を存続組合に提出しなければならない。

一　第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二　停止の解除を受けようとする特例障害農林年金又は特例遺族農林年金について廃止前農林共済法第二十三条の二第一項又は廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条第一項若しくは第二項の規定により支給を停止すべき事由の生じた年月日

4　廃止前農林共済法第二十三条の二第六項（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により前項の申請を撤回しようとする者は、第二項各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

第十五条　平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済法第二十三条の三第一項又は第四項の規定により特例退職共済年金若しくは特例老齢農林年金又は特例遺族共済年金若しくは特例遺族農林年金の一部の支給の停止の解除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を存続組合に提出しなければならない。

一　特例年金給付受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

二　特例退職共済年金若しくは特例老齢農林年金又は特例遺族共済年金若しくは特例遺族農林年金の年金証書番号（当該特例年金給付について請求中である場合には、当該特例年金給付の名称及び請求した年月日）

三　特例退職共済年金若しくは特例老齢農林年金又は特例遺族共済年金若しくは特例遺族農林年金について平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済法第二十三条の二第一項の規定により支給を停止すべき事由の生じた年月日

（特例年金給付の支給停止事由の消滅の届出）

第十六条　特例年金給付受給権者は、平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済法第二十三条の二第一項又は平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条第一項若しくは第二項の規定によりその支給が停止されている当該特例年金給付について、支給を停止すべき事由が消滅したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を存続組合に提出しなければならない。

一　特例年金給付受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

二　支給が停止されていた特例年金給付の年金証書番号

三　支給を停止すべき事由が消滅した年月日及びその事由

2　前項の届書には、支給を停止すべき事由が消滅したことを証明する書類を添えなければならない。

（特例年金給付の支払の調整）

第十七条　平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済法第二十三条の五の規定による特例年金給付の支払金の金額の過誤払による返還金債権への充当は、次の各号に掲げる場合に行うことができる。

一　平成十三年統合法附則第四十六条第一項第三号に規定する障害年金の受給権者の死亡を給付事由とする特例遺族農林年金の受給権者が、当該障害年金に係る特例障害年金の受給権者の死亡に伴う当該特例障害年金の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

（削る）

（削る）

（削る）